

評価書（個票）

法人名	建設業労働災害防止協会	担当課 (担当課長)	労働基準局安全衛生部計画課 (計画課長 秋山伸一)	
根拠法令等	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条、第36条	類型	特別民間法人	
法人概要	○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進し、労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体にに基づき設立された。			
事務・事業の内容	① 労働災害防止規程の設定 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助  【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 ④ 労働者の技能に関する講習 ⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ⑥ 調査研究及び広報・普及 ⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務			
事務・事業の目的	建設業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、建設業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。			
関連する政策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ－2－1）			
関連する業績指標	労働災害による死亡者数、労働災害による死傷者数（休業4日以上）			
指標の目標値等	労働災害による死亡者数：929（平成29年） 労働災害による死傷者数（休業4日以上）：101,639（平成29年）			
法人の事務・事業の実績	○実績（平成27年度） ① 労働災害防止規程の設定 下記事業や広報・普及促進活動等を通じて労働災害防止規程の普及・促進 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ○安全・衛生管理士による技術指導・支援 ・個別指導：397件 ・集団指導：106件、延べ7,992名 ・パトロール：20件 ・講演会：49回、延べ5,478名 ・講習会：73回、延べ6,402名 ・調査研究等：84回 ・相談：183回 ・情報収集等：36回 ・その他：423回 ○安全指導者による指導、支援事業 ・委嘱数：3,333名 ・現場パトロール：3,110回、延べ活動13,912名 ・講習会等の講師：延べ351回、延べ活動881名			

【法令上、実施を可能としている業務】

③ 機械及び器具についての試験及び検査

－（該当事業なし）

④ 労働者の技能に関する講習

(1) 本部教育部で実施した講座

・ 16 講座、延べ 42 回、修了者 2,049 名

(2) 建設業安全衛生教育センターで実施した講座等

・ 18 講座、延べ 82 回、修了者 1,376 名

(3) 重点的に取り組んだ安全衛生教育

1) 足場の組立て等各種教育

・ 足場の組立て等特別教育講師養成講座（本部）：3 回、157 名

・ 足場の組立て等特別教育：開催支部 27 支部、延べ 69 回、2,441 名

・ 足場の組立て等特別教育（時間短縮）（支部）：開催支部 47 支部、  
延べ 1,093 回、48,254 名

2) 熱中症予防指導員教育等

・ 建設業等における熱中症予防指導員研修講師養成講座（本部）：3 回、106 名

・ 建設業等における熱中症予防指導員研修（支部）：40 支部、85 回、2,284 名

・ 建設業等における作業者のための熱中症予防教育：7 支部、12 回、286 名

3) 低圧電気取扱い業務特別教育

・ 低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座（本部）：4 回、282 名

・ 低圧電気取扱い業務特別教育（支部）：19 支部、44 回、1,051 名

4) 石綿取扱い作業従事者特別教育

・ 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座（本部）3 回、144 名

・ 石綿取扱い作業従事者特別教育（支部）：21 支部、30 回、556 名

5) アーク溶接等特別教育

・ アーク溶接等特別教育講師養成講座（本部）2 回、89 名

・ アーク溶接等特別教育（支部）：8 支部、9 回、127 名

6) 斜面掘削工事における土砂崩壊防止対策教育

・ 斜面の点検者に対する安全教育講師養成講座（本部）：1 回、64 名

・ 斜面の点検者に対する特別教育：5 支部、8 回、306 名

7) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）

・ 建設従事者教育講師養成講座：2 回、14 名

・ 建設従事者教育（支部）：46 支部、710 回、13,294 名

⑤ 情報及び資料の収集及び提供

・ 平成 28 年度建設業労働災害防止対策実施事項：68,000 部

・ 広報誌「建設の安全」（年 10 回発行）：各号 68,500 部

・ 全国安全週間実施要領：126,000 部

・ 全国労働衛生週間実施要領：89,000 部

・ 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領：88,000 部

・ 建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領：78,000 部

⑥ 調査研究及び広報・普及

○安全衛生対策に関する調査研究

1) 建設現場における暑熱環境の作業環境測定等に関する調査研究委員会

・ 委員会開催：5 回、実態調査・実験：6 回

2) 木造家屋等建築工事安全対策委員会

・ 委員会開催：1 回

3) 保護具等に関する調査研究委員会

・ 委員会開催：7 回

4) 新工法等に関する調査研究

・ 現場調査：3 回

- 5) 建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会
  - ・委員会開催：4回
  - ・アンケート結果：1回
  - ・現場実地調査：2回
- 6) 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル改訂委員会
  - ・打合せ：1回
- 第52回全国建設業労働災害防止大会（大阪大会）の開催
  - 1) 開催準備活動
    - ・総合集会、各専門部会を設置し、部会毎に委員会を開催した：7回
  - 2) 第52回全国建設業労働災害防止大会の開催
    - ・第1日目：総合集会：参加者3,500名
    - ・第2日目：専門部会：参加者1,700名
  - 3) 安全衛生保護具等展示会の開催
  - 4) 大会関係資料及び図書の発行
    - ・全国大会案内書：72,500部
    - ・全国大会資料集：5,000部
  - 5) CPDS プログラム
    - ・専門部会の聴講者については、CPDSユニットの取得を行った。
- 安全祈願祭の実施
  - ・平成27年7月1日に、明治神宮神楽殿において実施：約250名の参加
- 安全衛生活動に係る優遇措置等に関する調査研究
  - 1) 安全衛生活動に熱心に取り組んでいる企業に対し、公共工事の発注者が実施する安全衛生活動に対する評価・優遇措置について調査を実施した。
  - 2) 「建設企業が行う安全衛生管理活動に対する公共工事発注者等の経営審査事項加算等一覧」の広報、周知を行った。
- ⑦③～⑥の業務に附帯する業務
  - 1) 安全衛生教育用テキスト、講師用教材、安全衛生用品の新規開発と既存テキストの改訂・修正
    - ・新規開発：4件、既存テキストの改訂・修正：17件
  - 2) 講師用教材（DVD）の開発
    - ・新規開発：2件
  - 3) 安全衛生用品の開発
    - ・新規開発：12種類
  - 4) 安全衛生教育用テキスト、安全衛生用品の頒布
    - ・安全衛生教育用テキスト：937,800部
    - ・安全衛生用品：698,800部
    - ・安全衛生教育用ビデオ・DVD：3,455枚
  - 5) 安全衛生教育用テキスト、安全衛生用品の頒布促進活動
    - ・テキスト等のニーズ調査を行った。
    - ・安全衛生図書・用品カタログの配布：95,000部
    - ・用品カタログ：369,100部
    - ・ホームページへの広告掲載：22件
    - ・新刊図書頒布促進用リーフレットの作成、配布：23,000部
  - 6) STOP！転倒災害プロジェクト2015の実施
    - ・平成27年1月20日から12月31日までの間、会員等への周知啓発、事業場への指導援助、セミナー等の開催、教育支援、テキストの周知啓発資料等の提供及び保護具等の普及促進を実施
  - 7) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業
    - ・コスモス普及促進事業の推進
    - ・コスモス認定事業の展開
    - ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際的動向の把握

	<p>○事業収入（平成27年度）</p> <p>①労働災害防止規程の設定 —</p> <p>②会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ・4,874千円</p> <p>③機械及び器具についての試験及び検査 —</p> <p>④労働者の技能に関する講習 ・2,359,515千円</p> <p>⑤情報及び資料の収集及び提供 ・32,262千円</p> <p>⑦ 調査及び広報 ・45,761千円</p> <p>⑧ ③～⑥の業務に附帯する業務 ・1,200,140千円</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等 ※別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、建設業においては1万人を超える労働者が休業4日以上災害に被災している（平成27年）。 このような状況の中、建設業における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であることから見直しの必要性はないものと考えているところであるが、法人の事務等については、以下の指摘を受け、見直しを実施しているところである。</p> <p>平成23年11月21日 労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会 指摘事項（要約） 【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事数の削減に代わる措置として、重大な課題等が生じた際には正副会長会を開催し迅速に対処することとした。（正副会長会の役割を明確にすることについて、平成25年5月の総代会で承認済み。）</li> <li>・正副会長会の運営強化を図るため、「労働基準局幹部との意見交換会」や「建設業における労働災害防止活動を一層推進するための特別委員会」において、行政施策との連携や行政との情報交換等を積極的に行った。</li> </ul> <p>【支部】各業種別団体については、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国支部事務局長会議を年2回開催し、ガバナンスの徹底や、模範的な運営を行っている支部から活動事例を発表し、全支部で情報を共有した。</li> <li>・マイナンバー制度や情報セキュリティなど、必要に応じ支部職員を対象に研</li> </ul>

修会を開催し、ガバナンスの徹底を図った。

- ・数年サイクルで、全支部を対象として監査を実施することとした。
- ・新たに協会職員となった者を対象に、「中央職員研修」を実施し、本部・支部の役割を明確にし、一体感を付与した。

【会費】会費や会費の用途のあり方を見直す。その際、会費の用途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。

→主な取組状況

- ・会員に対する安全管理士の技術指導、機関誌による安全管理手法に係る情報提供等を通じ、会員としてのメリットを実感できる環境を整備した。
- ・決算報告書等をホームページに公開した。
- ・公共工事発注機関の会員に対する優遇措置や安全管理活動の評価について調査し、HPに公開し、会員加入促進を図った。

【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

→主な取組状況

- ・協会規程の金額を下回る金額であっても競争入札を実施することとした。
- ・刊行物等については、品質も確保できる競争入札として、経費節減と品質向上を両立させることとした。

【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にHP等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・第7次建設業労働災害防止5カ年計画の目標・達成状況等をHPに掲載することなどにより会員に周知した。
- ・PDCAサイクルによる事業実施を行い、参与会から事業実績評価を受けるとともに、参与会の意見等を踏まえ次年度事業計画を策定した。
- ・各種事業の参加者の感想等をHP等に紹介し、利用者の拡大を図った。
- ・平成30年度までの取組を継続するとともに、サービスの利用者の意見等を事業の改善に繋げることとした。

【防災規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・内部検討会（安全管理士）における検討結果を踏まえ、平成25年度に防災規程の変更を行い、改正規程の周知を行った。
- ・変更規程の内容を会員が理解しやすいよう、図や写真を用いた解説書を作成し、全国大会等の参加者や安全指導者等に計約12,000冊を配布した。

【安全衛生調査研究活動】各防災団体は、相互間及び行政機関と労災防止に関する情報の共有化を図る。

（独）労働安全衛生総合研究所（以下、「安衛研」という。）等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労災防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

→主な取組状況

- ・建設現場における暑熱環境の作業環境測定等に関する調査研究委員会を設置し、（独）安衛研と熱中症対策として使用されているミスト扇風機の効果についてWBGT値を計測し調査した。これらの結果を取りまとめ、報告書を作成した。
- ・建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会を設置し、現場実地調査結果等を取り纏めた報告書を作成した。

	<p>・行政及び各災防団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会を開催した。(平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 5 月 14 日、平成 27 年 7 月 29 日、平成 28 年 1 月 29 日)</p>
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性  団体の設立の根拠法令である労働災害防止団体法については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和 39 年に施行された。  この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各労働災害防止団体が昭和 39 年に設立された。  労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、建設業においては 1 万人を超える労働者が休業 4 日以上災害に被災している (平成 27 年)。  このような状況の中、建設業における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考え。</p> <p>●事務・事業の妥当性・有効性  労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。  特に、経営基盤が脆弱な中小の建設業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないこと等から、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性  労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。  国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を行うこととされている。最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性  ・法人の適格性 (業務効率、能力等)  労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動であるため、その活動が労働災害防止に実効性を期すために、労働災害防止団体法により活動の内容を定めているところである。  例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところである。</p>

	<p>よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。また、労働災害防止団体の活動は事業主による自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。</p> <p>このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。</p>
<p>評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事業 の評価)と今 後の方向性)</p>	<p>労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、建設業においては1万人を超える労働者が休業4日以上の災害に被災している(平成27年)。このように労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととしたい。</p>
<p>備考</p>	

○事務・事業の構造等（平成27年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成27年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成27年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (平成27年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
	①労働災害防止規程の設定 ・労働災害防止規程の普及・促進  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第1項第1号		合計	-	-	-	
			国費	-	-	-	
			自己収入	-	-	-	
	①会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ・安全・衛生管理士による技術指導・支援  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第1項第2号	106	合計	76	-	-	
			国費	労働災害防止対策費補助金収入	71	-	-
			自己収入	安全衛生管理活動収入	5	-	-
	①労働者の技能に関する講習 ・本部教育部で実施した講座 ・建設業安全衛生教育センターで実施した講座等 ・重点的に取り組んだ安全衛生教育 1)足場の組立て等各種教育 2)熱中症予防指導員教育等 3)低圧電気取扱い業務特別教育 4)石綿取扱い作業従事者特別教育 5)アーク溶接等特別教育 6)斜面掘削工事における土砂崩壊防止対策教育 7)建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第2号	1,376	合計	2,359	-	-	
			自己収入	安全衛生講習会収入	33	-	-
				安全衛生教育センター収入	134	-	-
				支部教育収入	2,192	-	-
	①情報及び資料の収集及び提供  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第3号	25	合計	32	-	-	
			自己収入	広報雑収入	32	-	-
	①調査研究及び広報・普及 ・安全衛生対策に関する調査研究 ・第52回全国建設業労働災害防止大会（大阪大会）の開催 ・安全祈願祭の実施 ・安全衛生活動に係る優遇措置等に関する調査研究  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第4号	62	合計	46	-	-	
			自己収入	労働災害防止大会収入	46	-	-
	①上記の業務に附帯する業務 ・安全衛生教育用テキスト、講師用教材、安全衛生用品の新規開発と既存テキストの改訂・修正 ・講師用教材（DVD）の開発 ・安全衛生用品の開発 ・安全衛生教育用テキスト、安全衛生用品の頒布 ・安全衛生教育用テキスト、安全衛生用品の頒布促進活動 ・STOP！転倒災害プロジェクト2015の実施 ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業 ・正会員48,891件(1号会員),575件(2号会員) ・賛助会員107件 ・東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 ・足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業 ・香港建設業安全視察団に対する研修の実施  ②<根拠法令等> 労働災害防止団体会法36条第2項第5号	3,423	合計	2,482	-	-	
			国費	委託事業収入	187	-	-
			自己収入	普及資料収入	1,151	-	-
				建設業労働安全衛生マネジメントシステムサービスセンター収入	49	-	-
				会費収入	1,080	-	-
				支部広報収入	12	-	-
				雑収入	3	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

事務・事業の構造等（平成27年度）

○事務・事業の構造等（平成27年度）

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
 <平成27年度決算合計>

	合計	
	法人合計（百万円）	労働保険特別会計
特別会計	258	258
（補助事業）労働災害防止対策費	71	71
（委託事業）東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	173	173
（委託事業）足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業	14	14

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。